

学校いじめ防止基本方針

とどろみの森学園

（箕面市立止々呂美小学校・中学校）

令和8年4月1日 改定

◆ もくじ ◆

I いじめ問題に関する基本的な考え方

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの防止等の対策に関する基本認識

II 未然防止

- 1 教職員の児童生徒や学級への見立て
- 2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり
- 3 命や人権を尊重し豊かな心を育てる
- 4 保護者や地域の方との連携

III 早期発見

- 1 早期発見のための手だて
- 2 相談しやすい環境づくりをすすめる
- 3 地域の協力を得る

IV 早期対応

- 1 いじめ対応の基本的な流れ

V ネット上のいじめへの対応

- 1 インターネットの特殊性による危険
- 2 未然防止
- 3 早期発見・早期対応

VI 重大事態への対処

VII 校内いじめ対策委員会の設置について

VIII 教職員研修の充実

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に悪影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめは、人として決して許されない行為であり、「いじめを絶対に許さない」という強い姿勢の下、あらゆる努力をしなければならない。また、いじめはどの子どもにも、起こり得ることから、学校はもとより、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むものである。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的な取組を進める。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践を続けていくことが求められる。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

また、障害特性を有する児童生徒や自身の思いを表現することが苦手な児童生徒は、法第2条のいじめの定義にある「心身の苦痛を感じている」と訴えることが難しい児童生徒もいることから、いじめ行為の対象となる児童生徒の認識にかかわらず、障害特性を有する児童生徒を含め、すべての児童生徒の尊厳を損なう行為は「いじめ」と認識し、法に沿った対応を行う。
（箕面市いじめ防止基本方針）

- 具体的ないじめの態様は以下のようなものがある。
- ・ 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・ 卑わいなことを言われたり、身体を触られたり、性的な動画・画像を撮影・送信されたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる。

なお、意図せずに相手に心身の苦痛を感じさせてしまい、すぐに加害児童生徒が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においても法が定義するいじめに該当するため、法第22条を踏まえて設置される「校内いじめ対策委員会」で情報共有するものとする。また、けんかやふざけあいであっても、見えない所でいじめが発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の心身の苦痛の有無に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

2 いじめの防止等の対策に関する基本認識

以下の①～⑧をいじめ問題に対する基本的な認識とし取り組むものとする。

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

いじめ問題への取り組みにあたっては、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むものとする。また、重大事態が発生した場合には、迅速に事案の解決にあたるとともに、誠実な対応に努めなければならない。

Ⅱ 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組む。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。子どもたち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する。

1 教職員の児童生徒や学級への見立て

① 教職員の気づき

「いじめが起こらない学級・学校づくり」を行うためには、児童生

徒の見立てが必要であり、子どもたち一人ひとりの背景、個性や人間関係を把握し、些細な変化に気づくようにする。

② 実態把握の方法

子どもたちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てる。そのためには、箕面子どもステップアップ調査等の生活調査を有効に活用する。また、配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間、校種間で適切な引き継ぎを行う。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

主体的な活動を通して、子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」に取り組む。

小中一貫校の特徴を生かし、児童会生徒会活動、ブロック内でのたてわり班活動の取組みを通して、お互いに認め合い、助け合う関係を築く。（例）オリエンテーリング、清掃、給食、ブロック内交流

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかかわりを深める体験教育を充実させ、豊かな心を育成する。

①人権教育の充実 ・ ・ ・ 生命尊重の精神・人権感覚の育成

- 1) 年間指導計画に基づき、自尊感情を高め、互いを認め合い、支えあえる仲間づくりの推進に努める。
- 2) 児童生徒の9年間の成長過程にふさわしい教材の発掘に努め、いじめを認めない、見逃さない等、児童生徒の人権意識を高める。
- 3) 人権講演会を通して、児童生徒および保護者・地域の方へ人権教育の啓発を行う。
- 4) 校内人権教育研修会を行い、教職員の人権意識の向上を図る。

②道徳教育の充実 ・ ・ ・ 人間性豊かな心の育成

- 1) 年間指導計画に基づき、思いやりや生命・人権を大切にする指導の充実に努める。

- 2) 児童生徒の9年間の成長過程にふさわしい教材の発掘に努め、いじめを許さない心情を育む授業を工夫する。
- 3) 『道徳』『中学道徳』を活用し、児童生徒の道徳性を高め、道徳的実践力を育む。
- 4) 道徳の授業を全教員が担当できるように、教員の指導力を高めるための授業研究会を実施する。

③体験学習の充実 ・ ・ ・ 生命への畏敬の念、感動・共生の心の発見・体得

- 1) 校区の自然豊かな地域性を活かし、特産品の生産工程や環境保全の学習を学習カリキュラムに位置づけ、地域の方にゲストティーチャーとして支援・指導していただくことで、郷土への理解、愛情が深まり、そこで暮らす人々との共生意識を高める。
- 2) おもに総合的な学習の時間を活用し、児童生徒の発達段階に応じた体験学習を企画・実施する。

④特別活動の充実 ・ ・ ・ 共感性・感受性および豊かな人間関係形成力の育成

- 1) 学級活動
 - ・ いじめを題材として取り上げ、学級の状況に関心を持たせるとともに、いじめの未然防止や解決の手立てについて話し合う。
 - ・ ソーシャルスキルトレーニング等を活用し、学習を深める。
- 2) 学校行事
 - ・ 人権尊重の気風が感じられるよう行事を企画・運営し、児童生徒がコミュニケーション活動を通して共感や感動が得られるよう努める。
- 3) 児童生徒会活動
 - ・ 児童生徒がいじめを自分たちの問題として意識し、未然防止と解決に取り組む活動を推進する。
 - ・ ブロック活動・異学年交流を活かし、児童生徒が互いに相談できる人間関係を育む。

4 保護者や地域の方との連携

＜具体的な取組＞

- 1) 人権参観の実施：「道徳」や「総合的な学習の時間」の授業を公開する。

2) ゲストティーチャーの参画

→ 総合的な学習の時間に保護者・地域の方のお話を聞く。

3) 多方面から情報収集

→ 学園だより等の通信や学校協議会等の会議でいじめ防止基本方針やいじめの現状・取組を紹介し、保護者・地域の方より意見・情報を収集する。

Ⅲ 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努める。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

また、子どもたちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集する。

教職員が少しでもいじめの可能性があると感じた場合には、冷やかしかからかいで済ますことなく、校内いじめ対策委員会に報告する。

1 早期発見のための手だて

1) 日々の観察

- ・授業中だけでなく、休み時間や昼休み、放課後等にも子どもたちを見守る。
- ・年度初めや長期休業明け等、家庭環境や子ども同士の人間関係に変化の現れやすい時期に子どもの様子を把握する。
- ・学級担任および学年所属・教科担任の教職員の情報を合わせて、総合的・客観的に状況を判断する。

2) 生活ノート・連絡帳・tomoLinksの活用

- ・生活ノートの内容、使われている語句等に関心を持ち、子どもの変化を捉える。
- ・連絡帳やtomoLinksを通し、保護者と日頃から子どもの様子に関する連絡を密にする。

3) いじめアンケート調査の実施

- ・ ステップアップ調査のi-checkを含め、毎学期必ずいじめアンケート調査を実施し、いじめの実態把握に努める。また、時期により生活アンケートを実施する。
- ・ tomoLinksの相談ボタンによる早期発見に努める。

4) 教育相談の充実

- ・ 児童生徒相談週間（毎学期設定）で、担任が子ども一人ひとりと面談をし、ゆっくり話を聞く体制をとる。
- ・ 相談内容により、スクールカウンセラー等の専門的な立場より助言を得る。

2 相談しやすい環境づくり

1) 子どもたちの立場に立つ

- ・ 教職員は、人権感覚を磨き、子どもたち一人ひとりを人格のある人間として尊重し、子どもたちの言葉をいつも真摯に受け止める姿勢を示すことで、子どもたちが安心して相談できる環境を整える。

2) 子どもたちを理解する

- ・ 教職員は、共感的に子どもたちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドを高める。

3) 相談方法の周知

- ・ いじめを相談することは、命と人権を守ることにつながるので、ためらうことなく相談するよう日頃から指導する。
- ・ 担任はもとより、相談しやすい教職員に伝えてよいことを周知する。
- ・ スクールカウンセラーの相談日を周知する。
- ・ 外部の相談機関へのいじめの訴えや相談方法を、児童生徒・家庭・地域に情報発信する。

3 保護者・地域の協力を得る

- 1) PTA地区委員会を中心とした登下校時の見守りや子どもたちの交友関係の中で、気になる言動があればすぐに学校へ連絡が入る環境づくりに努める。
- 2) 青少年を守る会運営委員会、学校協議会等地域の方と子どもたちの教育に関わる情報交換や協議ができる場でいじめについての啓発・情報発信を行うとともに、気になる情報を随時提供してもらえる地域ネットワークづくりを推進する。

IV 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発防止のため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

1 いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報（気になる情報）のキャッチ・・・教職員の目撃情報、周囲の者からの情報、生活ノート、本人（保護者）からの訴え、アンケートから発見など

必ず児童生徒指導担当・管理職へ報告→「校内いじめ対策委員会」を招集

- 構成員：校長、教頭、児童生徒指導担当、学年主任、養護教諭、SC、SSW、他関係教員（柔軟に対応）
- 組織としていじめの疑いの有無を判断し、今後の対応方針を決定する。
- 対応策全体の計画・実施・点検、関係機関との連絡調整（教育委員会、子ども家庭センター、医療機関等）



対応方針の決定・役割分担

- 情報の整理・・・いじめの態様、関係者、被害、加害、周囲の児童生徒の状況等
- 対応方針・・・緊急度の確認→「自死」「不登校」「脅迫」「暴行」等
聞き取りや指導時の留意点の確認（複数教員で聞き取り/日付と記録者名を記載した記録を残す）
- 役割分担・・・①被害児童生徒からの事情聞き取りと支援 ②加害者児童生徒からの事情聞き取りと指導
③周囲の児童生徒からの聞き取りと全体への指導 ④保護者への対応、関係機関への対応



事実の究明と支援・指導

- 事実の究明・・・いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行う。
聞き取りは、被害児童生徒や加害児童生徒だけでなく周囲の児童生徒にも行う。

※留意事項

- ①被害児童生徒や周囲の児童生徒からの聞き取りは、人目につかないような場所・時間を考慮して行う。
- ②聞き取りを受ける子どもが安心して話せる教職員が対応する。（複数で対応）
- ③情報を提供してくれた子どもについての秘密を厳守し、仕返し等が起こらないように注意を払う。
- ④聞き取り終了後は、当該の子どもが安心して帰宅できるように、自宅まで送るなど配慮する。
- ⑤保護者への連絡は、児童生徒に委ねず教職員が直接説明する。



子どもへの指導・支援

- ☆学校が児童生徒とともに本気で取り組む姿勢を示す。
- 被害児童生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- 加害児童生徒に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。
- 周囲の児童生徒には、いじめの事実を告げることは命と人権を守る行為であることを再確認する。



保護者との連携

- [被害児童生徒の保護者]
 - 事実が明確になった時点で家庭訪問を行い、徹底して子どもを守り、支援することを伝える。
 - 対応の方針を具体的に示し、了承を得るとともに、子どもの様子等情報提供を受ける。
- [加害児童生徒の保護者]
 - 事実が明確になった時点で家庭訪問を行い、事実経過、相手の子どもの状況を伝えとともに、指導経過と子どもの変容に対する理解を求める



今後の対応

- スクールカウンセラー等の活用も含め、被害・加害児童生徒の心のケアにあたる。
- 継続的に指導・支援を行うとともに心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。
- いじめの問題に対する学校の認識・対応方針等を保護者に周知し、協力と情報提供を依頼する。

●いじめ対応の際に作成した資料を10年間保存する。

V ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて専門家の助言を得ながら最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

未然防止には、児童生徒のパソコンやスマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う。

早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さない。そのためには、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、いじめ内容を迅速に把握し、書き込み内容・画像等の記録を残すと同時に、書き込み内容・画像の削除等、これ以上の拡散を防ぐ等の迅速な対応を図る。また、人権侵害や犯罪法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

1 インターネットの特殊性による危険

- ◆匿名性により、加害者を特定しにくいという傾向がある。
- ◆匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
- ◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- ◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。
- ◆一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。
- ◆時間、場所を選ばず、いつでも、どこでも情報が配信されるため、被害を回避しにくい。

2 未然防止

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

① 保護者会等で伝えること

〈未然防止の観点から〉

- 子どもたちのパソコンやスマートフォン等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特にスマートフォンを持たせる必要性について検討すること
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること

〈早期発見の観点から〉

- 家庭では、メールやラインを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること

② 情報モラルに関する指導の際、子どもたちに理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や子どもたちが陥りやすい状況を踏まえた指導を行う。

〈インターネットの特殊性を踏まえて〉

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

〈陥りやすい状況〉

- ゲームやSNSの長時間の使用により、さらなる楽しみを求めて長い時間使用したくなり、やがて自分の力ではやめられなくなってしまう

3 早期発見・早期対応

① 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- 書き込みや画像については必ず記録を残した上で削除する等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む。
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例は、警察等の専門機関と連携する。

② 書き込みや画像の削除に向けて

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、可能な限り書き込み等の削除を迅速に行う。

<指導のポイント>

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

③ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サイト）の対応

<指導のポイント>

- 発生しがちなトラブルとして、「悪口」「仲間はずれ」「人間関係の悪化」「画像・動画に関するトラブル」「コミュニケーショントラブル」「出会い系被害」などがあること。

VI いじめの重大事態への対処

いじめにより生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いのある場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、児童生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合には、次の対処を行う。

- ① いじめ重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会は、どのような調査組織とするかを判断する。
- ③ 調査を実施する前に、調査の主体と目的、調査時期と期間、調査事項、調査方法、調査結果の提供以下について被害児童生徒と保護者及び加害児童生徒と保護者に説明を行う。
- ④ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ⑤ 調査結果の公表の可否に関しては「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」「箕面市いじめ防止基本方針」に沿って行う。ただし、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響などを総合的に勘案し、公表するべきでないと判断する場合もある。

Ⅶ 校内いじめ対策委員会の設置について

1 いじめ問題に取り組む体制の整備

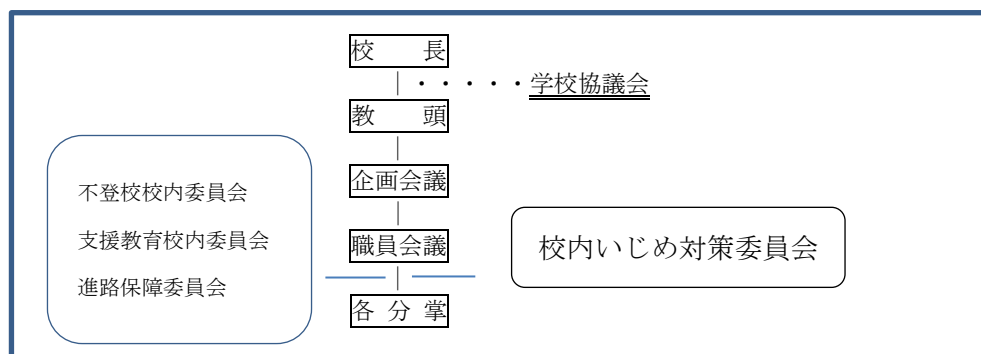
いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを絶対に許さない」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う。学校においては、いじめへの組織的な取組を推進するため、いじめに特化した「校内いじめ対策委員会」を常設組織として設置し、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

校内いじめ対策委員会

1. 構成員

校長、教頭、児童生徒指導担当、学年主任、養護教諭、SC、SSW、他関係教員

2. 校内組織



* 重大事態に関しては学校が主体となって調査を行う場合には、校内いじめ対策委員を母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

・年間を見通したいじめ防止指導計画の整備について

- いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組む。
- 計画を作成するにあたっては、教職員の研修、児童生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進する。

- ・ 関係機関との連携

いじめの問題への対応において、教育委員会の指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、子ども家庭センター、箕面市人権政策課こども・いじめ相談係、医療機関等）からの適切な支援が必要のため、平素から関係機関との連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておく。

VIII 教職員の研修の充実

学校においては、全ての教職員に対して、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修を実施し、いじめについての共通理解を図る。また、教職員一人ひとり指導力やいじめの認知能力を高めるために、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修を行う。

■「いじめ防止」指導計画

□：教職員間の活動 ○：児童生徒、保護者の活動

	いじめ防止年間計画	ポイント
4月	☐ 学年間の情報交換 指導記録の引き継ぎ ☐ いじめ対策に係る共通理解・いじめ対策会議編成【職員会議】 （箕面市いじめ防止基本方針・いじめ防止指導計画の周知を含む） ☐ いじめ撲滅宣言（教員）【始業式等】 ☐ 学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり【学級活動】 ☐ 保護者へのいじめ対策についての説明と啓発	・いじめの被害者、加害者の関係を確実に引き継ぐ。 ・学校が、いじめの問題に本気で取り組むことを示す。
5月	☐ 行事（宿泊学習・修学旅行 等）を通した人間関係づくり ☐ 話し合い活動「学級・学年の諸問題」【学級活動】 ☐ 校内研修「いじめの早期発見と指導のあり方」	・行事での児童生徒の編成の場面に留意が必要である。
6月	☐ いじめ防止キャンペーン（生徒会） ☐ ステップアップ学習生活状況調査の実施と分析 ☐ 学校生活アンケートと児童生徒相談週間の実施	・人間関係に変化が表れやすい時期であるためアンケートや教育相談を実施する。
7月	☐ 学校評価の実施 → 児童生徒・保護者の意見を聞く ☐ ネットトラブル予防講演会	・いじめ対策の点検を行う。
8月	☐ 市の研修に参加 ☐ 人間関係作りに係る研修を実施 ☐ icheckの結果による分析	・相談技術の向上を図る。
9月	☐ 夏休み明けの児童生徒の実態把握 ☐ 「いじめ」に関わる授業 ☐ 行事（運動会・文化フェスタ）を通した人間関係づくり	・児童生徒の変化を確認する。
10月	☐ いじめ防止キャンペーン（生徒会） ☐ 行事（運動会・文化フェスタ）を通した人間関係づくり ☐ 学校生活アンケートと児童生徒相談週間の実施	・児童生徒主体の活動を保障し意欲を高め、自覚を促す支援をする。
11月	☐ 人間関係づくりの取り組み【学級活動】	
12月	☐ ステップアップ学習生活状況調査の実施と分析 ☐ 学校評価の実施 → 児童生徒・保護者の意見を聞く	・いじめ対策の点検を行う。
1月	☐ 冬休み明けの児童生徒の実態把握 ☐ 人権週間（人権意識啓発活動） ☐ 人権参観・懇談会の実施	・児童生徒の変化を確認する。 ・人権感覚を高める。 ・保護者、地域との連携を深める。
2月	☐ 学校生活アンケートと児童生徒相談週間の実施 ☐ 人間関係づくりの取り組み【学級活動】	・クラス替えによる人間関係に不安を持ち始める時期であるため、生活アンケートを実施する。
3月	☐ OSC授業の実施 ☐ 記録の整理、進級する学年への引き継ぎ情報の作成 ☐ 学校評価の実施	・いじめに関する情報を確実に引き継ぐための準備をする。